

# 「電話等による診療(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)」に関する整理

令和4年5月16日訂正版

## ■臨時的取扱(その10)で示された「慢性疾患の診療」との比較

算定項目 (省略漢字名称)	「慢性疾患の診療(新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱)」 ※臨時的取扱(その10)	「電話等による診療(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)」 ※臨時的取扱(その70)
算定点数	147点(1月に1回)	147点(1日に1回)
請求コード	113032850	113044550
算定対象	慢性疾患を有する定期受診患者(以下を算定していた患者)に対する電話や情報通信機器を用いた診療 ○ 特定疾患療養管理料 ○ 小児科療養指導料 ○ てんかん指導料 ○ 難病外来指導管理料 ○ 糖尿病透析予防指導管理料 ○ 地域包括診療料 ○ 認知症地域包括診療料 ○ 生活習慣病管理料 ○ 通院・在宅精神療法	重症化リスクの高いコロナ患者(自宅・宿泊療養中)に対する電話等による診療 ① 65歳以上の者 ② 40歳以上 65歳未満で重症化リスク因子*を複数持つ者 * ワクチン未接種(1回接種を含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30以上)、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全 ③ 妊娠している者
対象医療機関	条件なし	「診療・検査医療機関」、もしくは、保健所等から健康観察に係る委託を受けている保険医療機関
期間	令和2年4月10日～当面の間	令和4年5月1日～7月31日
注意	—	電話診療にかかる二類感染症患者入院診療加算(250点)との併算定可  <b>同一日における両者の併算定は要件を満たせば可能 (147点×2)</b>

## ■確認した事項

- ・初診、再診に関わらず算定可能。
- ・コロナ特例による電話初診や電話再診においても、令和4年改定で新設された「情報通信機器を用いた初診・再診」においても算定可能。
- ・臨時的取扱(その40)で示された「ニコチン依存症管理料」の特例措置(情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合の初回147点、5回目155点、等)との併算定可能。
- ・同月であっても以下のような場合は算定可能。

(例. 特定疾患療養管理料を算定する患者がコロナ陽性となり自宅療養となった)

X月	2日	5日	コロナ自宅療養期間	15日	20日
	↑	↑	↑↑↑	↑	↑
診療内容	慢性疾患の対面診療	高重症化リスク患者への電話診療		慢性疾患の電話診療	
算定項目	特定疾患療養管理料	電話等による診療 ※臨時その70		慢性疾患の診療 ※臨時その10	
点数	225点(月2回の初回)	147点(1日1回)		147点(月2回の2回目)	
請求	患者の主保険	コロナ公費		患者の主保険	